

令和4年度

議 会 報 告 会

《 住 民 と 議 会 と 語 る 会 》

大崎町議会では、議会基本条例(平成24年1月1日施行)に基づき、本年度は、大崎町中央公民館の1会場で『住民と議会と語る会』を実施いたします。日程については、下記のとおりです。多くの方の参加をお待ちしております。

記

令和5年1月28日(土)

大崎町中央公民館大ホール

午後7時開会

※主催：大崎町議会

問合せ先：大崎町議会事務局

TEL：099-476-1111（内線 310・311）

裏面に令和3年の議会活動状況を掲載

令和3年の議会活動状況

1 定例会及び臨時会調

令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日

区 分	会期回数	本会議延日数	会期延日数	備 考
定例会	4回	13日	61日	3月・6月・9月・12月
臨時会	2回	2日	2日	2月・5月
合 計	6回	15日	63日	

2 議案等の審議処理件数

令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日

区 分	条 例	予 算	決 算	請願陳情	その他	合 計
可 決	14	22	0	0	13	49
修 正	0	0	0	0	0	0
否 決	0	0	0	0	0	0
認 定	0	0	6	0	0	6
採 択	0	0	0	1	0	1
一部採択	0	0	0	0	0	0
不採択	0	0	0	0	0	0
継 続	0	0	0	0	0	0
未 了	0	0	0	0	0	0
合 計	14	22	6	1	13	56

3 一般質問者数

令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日

会期月	3月	6月	9月	12月	合 計
人 数	4	4	6	5	19

4 委員会別付託件数及び開催日数

令和3年1月1日 ～ 令和3年12月31日

※ 委員会の開催日数

区 分	付託事件審査		事 務 調 査	
	会期中	閉会中	会期中	閉会中
総務厚生	6	1	0	1
文教経済	4	1	0	1
特 別	6	5	0	0
合 計	16	7	0	2

※ 委員会別付託件数

区 分	条 例	予 算	決算審査	請願陳情	その他	合 計
総務厚生	4	12	3	1	0	20
文教経済	1	4	2	0	1	8
特 別	1	1	1	0	2	5
合 計	6	17	6	1	3	33

～ 町県民税（住民税）の申告について ～

令和5年1月1日現在、大崎町内に住所のある方は、裏面の日程で町県民税の申告受付を行いますので、令和5年3月15日までに申告くださいますようお願いいたします。

※ 町県民税（住民税）は、所得税とは異なり、無収入の方や非課税年金（障害年金、遺族年金など）のみ受給している方など、所得のない方でも全員申告する義務があります。

ただし、無収入の方や非課税年金の受給者は、電話でも受付をしております。

【申告の必要がない方】

- 1 税務署で確定申告をする方
- 2 1社からの給与所得のみで、勤務先で年末調整され、給与支払報告書が町に提出されている方
- 3 収入が公的年金のみで、その金額が98万円以下（65歳以上は148万円以下）の方

※ ただし、医療費控除や扶養控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。

※ 町県民税の申告書は、申告会場で印刷しますので発送はいたしません。（農業の収支計算書だけ発送しています。農業収入のある方は必ずご記入の上、申告会場にご持参ください。）

【申告のときに必要なもの】

- 1 マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと運転免許証や健康保険証等）
- 2 給与や公的年金等の源泉徴収票
- 3 営業・農業・不動産・土地売買などの収入・支出の詳細がわかるもの
- 4 令和4年中に支払った国民年金、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、生命保険、地震保険、医療費、寄附金等の領収書又は証明書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料の証明書は役場又は野方支所にて発行できます。国民年金保険料の控除証明については、日本年金機構が『はがき』にて送付しています。）
- 5 本人又は扶養される方が障がい者等であることを証明書（障がい者手帳等）
介護保険の要介護認定（要介護1～5の認定）を受けている方の証明（障がい者控除対象者認定書）は、保健福祉課で事前に（即日交付不可）交付を受け、申告会場へご持参ください。
- 6 通帳（確定申告をして、所得税の還付を受けられる方のみ）

※ 令和4年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して、休業協力金等を受け取られた方は、申告が必要です。（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金は、申告の必要はありません）

※ 申告は法律（地方税法317条の2）により義務付けられています。申告がなされると、諸官庁、学校、金融機関などで証明（所得証明、納税証明等）が必要な場合に、申請があっても証明することができません。また、国民健康保険税、後期高齢者保険料の所得区分による軽減措置も受けられないのでご注意ください。

申告の日時・会場等は、裏面をご覧ください。

令和5年度 町県民税申告受付日程について（お知らせ）

受付期間：R5年2月11日から3月15日 受付時間：午前9時から午後3時まで
 （ただし、3月15日は午前中のみのお受付です。）

※平日は、大崎町中央公民館1階の会議室にて毎日申告会場を開設しております。
 ※土日は、野方改善センター及び菱田改善センターのみ受付しております。

地区名	申告会場	期 日	該当集落
立小野地区 野方地区	野方農村 環境改善センター	2月11日（土）	曲 上立小野 下立小野 中谷 福岡 加治木堀 塗木 若松 宮下 岡 岡之下 倉元 東中小路 中小路 西谷 佐土原 横内 角堂 集落未加入者(野方地区)
		2月12日（日）	野方ジャパン 中村1 中村2 中村3 東水之谷 篠段 池段 下水之谷 中水之谷 上水之谷 籠谷 東川 上別府 馬場下 松之尾 立山 東中組 南中組 桜野 釜ヶ宇都 松ヶ鼻 東中村 中組 野方学校区
持留地区	中央公民館 会議室（1階）	2月15日（水）	黒石 大佐土原 永吉 上持留
		2月17日（金）	中持留 下持留 西持留 下原 岡別府
菱田地区	菱田農村 環境改善センター	2月19日（日）	高尾 正坂 諏訪下 上町 横町 上住 東新町 仲町 西新町 奉月 地応寺 押切 天園 在郷 岡下 宇都口 四塚 菱田住宅 ひばりヶ丘
大崎地区	中央公民館 会議室（1階）	2月20日（月）	西迫 町東 町西 文化通 中央通 旭ヶ丘 西神領 飯隈 飯隈上 神領町 天子ヶ丘 上郷 中郷 迫郷 下益丸 シャルム文化通
		2月21日（火）	堂地 田中 西井俣 平良 小能 高井田 集落未加入者(大崎地区)
		2月22日（水）	仮宿上 仮宿下 上仮宿 丸尾 馬場上 馬場 城内 上三文字 下三文字 西三文字 宮之馬場 なのはなタウン
		2月24日（金）	档ヶ山 上谷迫 中谷迫 下谷迫 崎園
		2月27日（月）	牧 宮園 牧之内 木入道 船迫 中段 新調堀
中沖地区	中央公民館 会議室（1階）	3月1日（水）	西平良 平良上 中沖西 西四塚
		3月2日（木）	中沖南 赤松 正和
		3月3日（金）	中沖東 中沖中 中沖東上
大丸地区	中央公民館 会議室（1階）	3月8日（水）	梶谷1 梶谷2 梶岡 東干草
		3月9日（木）	西干草 柳別府 下村 鷺塚 上鷺塚 中尾 新地 大丸
		3月10日（金）	山村 浜田 栗之峰 後迫 穂園 弁付

- ※ 当日都合が悪いときは、都合のつく日の申告会場へお越してください。
 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告会場にお越しの際は、マスクの着用をお願いいたします。事前に自宅で検温していただき、体調不良・発熱等の症状がある場合は、来庁をご遠慮ください。
 ※ 自宅からできる電子申告システム「e-Tax（イータックス）」による申告もご利用ください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 税務課（町民税係） 電話 476-1111 内線 113・114・115

裏面もご覧ください

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和4年中に農業収入があった方へ ～

“領収書の整理や記帳などの確認と収支計算書の作成をお願いします”

令和4年中に農業収入があった方は、町県民税の申告時に、その収入金額の証明書や必要経費の領収書などの保存や記帳が、整理されている必要があります。申告時にあわてることがないように、前もって収入金額の証明書や必要経費の領収書などの整理や記帳をお願いします。

また、収入金額から必要経費を差し引く収支計算におきましては、棚卸計算も必要となりますので確認・準備方よろしくをお願いします。

なお、使った経費が把握できない場合等は、標準的な収支目安による計算をすることになります。

申告時に必要な書類

- 1 牛の販売があれば、「肉用牛売却証明書」を添付してください。「肉用牛売却証明書」が添付されない場合、町県民税・所得税の免税措置を受けることができません。
- 2 各経費については、農業用の台帳を作成していただければ台帳にて確認をします。申告時には、科目別（科目については裏面をご覧ください。）の経費合計をまとめておいてください。台帳を作成していない場合、経費相当分の領収書が必要となります。その際にも領収書は科目別に仕分けした上で、経費合計をまとめておいてください。（無人販売所等での売上も、収入として計上してください）
- 3 租税公課の支払証明書については、役場税務課、農協等の窓口で発行します。
- 4 棚卸、減価償却などで欄が不足する方は、様式にあわせて別紙として添付していただいても差し支えありません。
- 5 農協の営農口座取り扱いをされる方は、農協窓口で発行する「購買品取り扱い実績のお知らせ」を経費明細として添付されても差し支えありません。

※ 農業所得金額の算出方法（収支計算）については以下のとおりです。

収入 - { ((経費 + 期首の棚卸) - 期末の棚卸) - 育成費 } - 専従者控除等

収支計算：実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する方法。

収入：販売金額、家事消費、その他収入等。

経費：収入を得るのにかった経費。

期首の棚卸：前年期末の棚卸資産を繰り越したもの。経費に算入。

期末の棚卸：年末（12月31日）に飼育に要した棚卸資産（子牛や胎子）の年間の経費（種付料や飼料代等）を累積したもの。必要経費を算定するために、経費から減算。

育成費：減価償却資産に振り替える目的で育成するものの費用。

専従者控除等：事業に専従している家族の給与を必要経費として控除すること。

※ 農産物や農業用品などの毎年同程度の数量を翌年へ繰り越すものは、棚卸を省略しても差し支えありません。

裏面もご覧下さい

町県民税（住民税）の申告についての注意事項

～ 令和4年中に農業収入があった方へ ～

今回の文書発送で、農業収支計算書も送付しております。

収支計算書については、皆様の自書申告となっております。確定申告、町県民税の申告については、計算済みの農業収支計算書を添付してください。

※農業収支計算書の主な科目別具体例については以下とおりです。

科目	番号	具体例
雇人費	8	常雇・臨時雇用人などの労賃および賠償
小作・賃借料	9	地主に支払う田畑などの借料、農機具等の借料
減価償却費	10	建物、農機具（10万円以上）、車両、母牛などの農業専用部分の償却費
租税公課	イ	固定資産税、自動車税、農協組合費などの農業専用部分の金額 <u>（所得税、町県民税、国民税、国民年金などは必要経費になりません）</u>
種苗費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
素畜費	ハ	子牛、子豚、ひななどの取得費、種付け料
肥料費	ニ	肥料の購入費用
飼料費	ホ	飼料の購入費用
農具費	ヘ	取得額が <u>10万円未満</u> または使用可能期間が <u>1年未満</u> の農具の購入費用
農業衛生費	ト	農薬の購入費用や航空防除費など <u>（つめ切り代、注射代なども含みます）</u>
諸材料費	チ	ビニール、コンバイン袋、釘、縄、むしろなどの諸材料の購入費用
修繕費	リ	農機具、農用自動車、建物などの修理にかかった費用 <u>（農業使用部分のみ）</u>
動力光熱費	ヌ	電気、水道、ガス、重油、ガソリンなどの燃料費 <u>（農業使用部分のみ）</u>
作業用衣料費	ル	作業衣、地下足袋、軍手などの購入費 <u>（農業使用部分のみ）</u>
農業共済掛金	ヲ	水稻、果樹、家畜などにかかる共済掛金
荷造運賃手数料	ヰ	出荷の際の包装費用、運賃、荷受業者に支払う手数料
雑費	ツ	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらないもの

※減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、届出が無い限りは定額法で行います。定額法は毎年同じ金額を償却する方法です。

○平成19年3月31日以前に取得のもの

取得価格 × 90% × 償却率（1÷耐用年数） × 償却期間（月/12月） × 事業専用割合

○平成19年4月1日（法律改正）以降に取得のもの

取得価格 × 償却率（1÷耐用年数） × 償却期間（月/12月） × 事業専用割合

取得時期にかかわらず、未償却残高が1円になるまで償却します。減価償却費の計算は、前年の未償却残高など複雑なため、不明な点や詳細については、下記までお問い合わせください。

○問い合わせ先 大崎町役場 税務課 町民税係 電話 476-1111（内線 113・114・115）

裏面もご覧下さい

農業収支計算書 (令和 年分)

(住所) 大崎町
(氏名)

科	目	番号	金額			共通分	合計
			農業分	免稅分(牛分)	金		
収	販売金額	①					
	家事消費費	②					
	その他の収入	③					
	小計	④					
	農産物の期首	⑤					
	棚卸高期末	⑥					
	計④-⑤+⑥	⑦					
入	雇人費	⑧					
	小作料・賃借料	⑨					
	減価償却費	⑩					
	貸倒料	⑪					
	利子割引料	⑫					
	《その他経費》						
	租税公課	イ					
	種苗費	ロ					
	畜養費	ハ					
	肥料費	ニ					
	飼料費	ホ					
	農具費	ヘ					
農業衛生費	ト						
諸材料費	チ						
修繕費	リ						
動力光熱費	ス						
作業用衣料費	ル						
農業共済掛金	ラ						
荷運賃手数料	ワ						
土地改良費	カ						
水	コ						

親摺・乾燥委託料	タ				
農作業委託料	レ				
雑費	ソ				
期首棚卸(農産物以外)	ツ				
小計(⑩~⑬の計)	ネ				
期末棚卸(農産物以外)	⑭				
育成費	ナ				
経費計⑭-ナ-ラ	⑮				
専従者控除前所得	⑯				
⑰ - ⑱	⑰				
専従者控除額	⑱				
所得金額	⑲-⑳				

●販売金額等の内訳

農畜産物の品名等	作付面積 飼育頭羽数	販売金額	家事消費	期末棚卸
早期米	a			
普通米	a			
農産物	a			
	a			
	a			
	a			
畜産物	頭羽			
	頭羽			
	頭羽			
合計				

●その他の収入の内訳

名	称	金額	名	称	金額

※経費は農業分と牛分をそれぞれ分けて記入してください。共通分とは農業分・牛分両方に必要とされた経費です。

